

常設委員会の設置について

平成24年3月28日

理事会決議

（平成26年6月13日 一部改正）
（平成26年9月24日 一部改正）
（平成28年7月 1日 一部改正）

1. 設置及び所掌

定款第37条第1項に基づき、次の常設委員会（以下「委員会」という。）を設置し、理事会又は会長が付託する事項について処理方針等の検討を行う。

（1）業務委員会

会員及び協会の業務運営に関する諸問題

（2）自主規制委員会

①自主規制ルールに関する諸問題

②スチュワードシップ・コードへの対応等に関する諸問題

2. 組織

（1）委員会の構成

委員会は、原則として、各系列の委員で構成し、委員は、理事会社若しくは同一系列に属する他の会社の会員代表者とする。ただし、特段の事情がある場合には、当該会社の重要役員若しくはそれに準ずる役職員から選出できるものとする。

各委員会の委員構成は、理事会において定める。

（2）委員及び委員長の委嘱

委員会の委員及び委員長は、会長が理事会の同意を得てこれを委嘱する。

（3）会長及び協会常勤役員の出席

会長及び協会の常勤役員は、委員会に随時出席し、意見を述べるができる。

3. 運営等

委員会は、委員長が議長となって議事を進める。また、委員長会社に委員会の事務局を設置する。

4. 部会の組成等

（1）部会の組成

委員会は、その決議により、委員会の下部機構として必要な部会を組成するこ

とができる。

(2) 部会の運営

部会の検討事項、組織等については、委員会の決議により定めることとする。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日）

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成 24 年 7 月 2 日）から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 13 日）

この改正は、平成 26 年 6 月 13 日から施行する。

(注) 改正箇所は、次のとおりである。

- 1 (2) を改正

附 則（平成 26 年 9 月 24 日）

この改正は、平成 26 年 9 月 24 日から施行する。

(注) 改正箇所は、次のとおりである。

- 1 (1) 及び (2) を改正

附 則（平成 28 年 7 月 1 日）

この改正は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(注) 改正箇所は、次のとおりである。

- 1 (2) を改正